

掛川市最低制限価格実施要領の一部改正

掛川市最低制限価格実施要領（令和3年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「10分の5.5」を「10分の6.8」に改める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

[改正後]

掛川市最低制限価格実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市が発注する建設工事の競争入札に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（これらを政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下これらを「最低価格入札者等」という。）を落札者と決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 この要領の対象となる工事は、掛川市建設工事最低入札価格調査実施要領（平成31年6月3日施行）の適用を受けない競争入札による建設工事の請負契約とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を除いて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用する場合において、消費税相当額を加える前の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、入札執行者が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

4 最低制限価格は、掛川市契約規則第8条の予定価格を記載した書面に記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を明示し、入札参加業者に周知する。

(入札の執行)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合には、入札執行者は、当該入札したものを落札者とし、当該入札者に対して令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨を通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 前条の決定を行った場合は、入札結果表に前条の当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。